



目 次

告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更予定 (治山林道課)	1
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (")	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○採石業務管理者試験の実施 (工業振興課)	2
○平成28年度高知県家畜人工授精等講習会の実施 (畜産振興課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定) の一部改正 (7・5 掲示)	3
◎〃 (7・7 掲示)	3
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	3
○政治団体の解散の届出	4
○資金管理団体の指定の届出	4
正 誤	
◎正誤 (平26・5・21付け 告示ほか)	5

告 示

高知県告示第388号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成28年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安田町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安田町 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第389号

安芸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年7月1日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量(数値撮影、数値地形図作成)
- 2 作業期間
平成28年6月19日から平成29年1月31日まで
- 3 作業地域
安芸市都市計画区域

高知県告示第390号

清水第三土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年7月1日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間
平成28年7月8日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
土佐清水市市街地北部(清水第三土地区画整理地内)

高知県告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年7月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町龍ヶ迫 字ササ谷1918番154	前	3.9 }	71
	後	6.5 }	71
		23.3	

高知県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年7月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町龍ヶ迫字ササ 谷1918番154	71	平成28年7月15 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年7月5日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年7月5日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年6月23日	特定非営利活動法人NPO高知市民会議	東森 歩	高知市福井扇町13番24号	本法人は、市民が自発的に行う非営利の公益活動の促進を支援する事業を行い、魅力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

平成28年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1番10号
高知城ホール 2階会議室
- 試験の期日
平成28年10月14日（金）午前10時から正午まで
- 試験科目及び出題範囲
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並

びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

- 受験手続
受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によるもの）に写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を添えて提出すること。
- 受験願書等の提出期間
平成28年8月26日（金）から同年9月9日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、平成28年9月9日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書等の提出先
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県商工労働部工業振興課
- 試験手数料
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。）

~~~~~  
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成28年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

平成28年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 講習会の実施期間  
平成28年8月10日（水）から同年9月7日（水）まで
- 講習会の実施場所  
高岡郡佐川町中組1247  
高知県畜産試験場
- 講習会の種類及び対象となる家畜の種類  
家畜人工授精に関する講習会  
牛
- 講習会の受講手続  
受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添えて、平成28年7月29日（金）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。
- 講習会の定員  
15名程度  
なお、講習会を受講する者は、県内居住の希望者を優先する。また、講習会を受講する者について事前に選考を行うことがある。

- 講習会に係る費用の負担  
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。
- その他  
講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第66号**

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年7月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 病院の表中

「

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 近森オルソリハビリテーション病院 | 高知市大川筋一丁目6番3号 |
|------------------|---------------|

」

を

「

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 医療法人松田会近森オルソリハビリテーション病院 | 高知市北本町一丁目2番6号 |
|-------------------------|---------------|

」

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第67号**

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年7月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 病院の表中

「

|               |               |
|---------------|---------------|
| 近森リハビリテーション病院 | 高知市北本町一丁目2番6号 |
|---------------|---------------|

」

を

「

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 社会医療法人近森会近森リハビリテーション病院 | 高知市廿代町2番22号 |
|------------------------|-------------|

」

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第68号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 名称                                | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日            |
|-----------------------------------|--------|----------|------------------|------------------|
| 立憲主義をとりもどし、平和と希望ある共生社会をめざす県民連合 高知 | 五島 正規  | 田口 朝光    | 高知市北本町四丁目4-23    | 平28<br>・5<br>・6  |
| 久米里志後援会                           | 久米 里志  | 久米 和子    | 幡多郡大月町弘見3961-148 | 平28<br>・5<br>・13 |
| 福山まさとし高知後援会                       | 中澤 秀夫  | 桃田 妙子    | 高知市介良379         | 平28<br>・5<br>・20 |

~~~~~  
高知県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党梶原町支部	矢野 富夫	異動なし	異動なし	平28 ・5

新	(新谷 章男)	新谷 章男			・29
---	---------	-------	--	--	-----

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	和田勝美後援会 (和田 勝美)	異動なし	前田 尺成	異動なし	平28 ・5 ・16
新			和田 勝美		

高知県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
上田準一後援会	川井 高廣	平27・7・7
沢山保太郎後援会	沢山 保太郎	平28・3・31
澤田俊彦後援会	今西 芳彦	平28・4・28

高知県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日

久米 里志	大月町 議会議員	久米里志後援会	幡多郡大月町 弘見3961-148	平28 ・5 ・12
-------	-------------	---------	----------------------	------------------

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤									
平26・5・21	号外28	◎告示	34	左 (29～32)	<table border="1"> <tr> <td>潮江泊地</td> <td>面積350,000㎡ 水深7.5m</td> </tr> </table>	潮江泊地	面積350,000㎡ 水深7.5m	<table border="1"> <tr> <td>潮江泊地</td> <td>面積350,000㎡ 水深7.5m</td> </tr> </table>	潮江泊地	面積350,000㎡ 水深7.5m					
潮江泊地	面積350,000㎡ 水深7.5m														
潮江泊地	面積350,000㎡ 水深7.5m														
平27・3・17	9722	○告示	4	中 (7～14)	<table border="1"> <tr> <td>株式会社ハピネス・ア ンド・ディ</td> <td>代表取締役 田 泰夫</td> <td>東京都中央区銀 座一丁目16-1</td> </tr> </table>	株式会社ハピネス・ア ンド・ディ	代表取締役 田 泰夫	東京都中央区銀 座一丁目16-1	<table border="1"> <tr> <td>株式会社ハピネス・ア ンド・ディ</td> <td>代表取締役 田 泰夫</td> <td>東京都中央区銀 座一丁目16-1</td> </tr> <tr> <td>有限会社フラワーショ ップ大川</td> <td>代表取締役 大川 慶 一</td> <td>高知市追手筋一 丁目5-1</td> </tr> </table>	株式会社ハピネス・ア ンド・ディ	代表取締役 田 泰夫	東京都中央区銀 座一丁目16-1	有限会社フラワーショ ップ大川	代表取締役 大川 慶 一	高知市追手筋一 丁目5-1
				株式会社ハピネス・ア ンド・ディ	代表取締役 田 泰夫	東京都中央区銀 座一丁目16-1									
			株式会社ハピネス・ア ンド・ディ	代表取締役 田 泰夫	東京都中央区銀 座一丁目16-1										
			有限会社フラワーショ ップ大川	代表取締役 大川 慶 一	高知市追手筋一 丁目5-1										
			中 (32～34)	代表取締役 山田 太郎	代表取締役 山田 太郎										
			4 ・ 5	右 (45) 左 (1・2)	代表取締役 中原 伸広	代表取締役社長 中原 伸広									
			5	左 (40～42)	東京都渋谷区元代々木町17-9 2階	東京都渋谷区元代々木町一七丁目9 2階									
				中 (3～5)	大阪府大阪市北区西天満三丁目13-20 ASビル2階	大阪府大阪市北区西天満三丁目13-20									
				中 (7～9)	福岡県福岡市中央区浄水通3-40 4階	福岡県福岡市中央区浄水通三丁目40 4階									
				右 (21・22)	株式会社モーゲンデビッド	有限会社モーゲンデビッド									
6	左 (4・5)	株式会社ローソンHMVエンタテインメント	株式会社ローソンHMVエンタテインメント												

				中 (3～5)	代表取締役社長 辻 信太郎	代表取締役社長 辻 信太郎
平27・8・28	9766付録	目録	2	右 (23)	平成27年度行政書士試験の実施 <u>7 7</u>	平成27年度行政書士試験の実施 <u>7...3.</u>
平28・7・1	号外36	◎規則	4	右	<u>(1)から(3)まで</u>	次の <u>(1)から(3)まで</u>
			5	左	<u>(1)から(3)まで</u>	次の <u>(1)から(3)まで</u>
				右	<u>(1)から(3)まで</u>	次の <u>(1)から(3)まで</u>